社会福祉法人あすなろ会　役員等報酬規程

（目　的）

第１条　　この規程は、社会福祉法人あすなろ会（以下「当法人」という）定款第９条および第２３条の規定に基づき、役員（理事および監事）および評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　　役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（１）常勤役員等については、報酬を支給する

（２）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第３条　　常勤役員等に対する報酬等の額は、当法人の資産および収支の状況ならびに民間の給与水準を考慮し、評議員会の決定を経たうえで、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表１に定める額

（２）通勤手当については、給与規程第１９条の規定に準ずる額

（理事会および評議員会の出席報酬）

第４条　　理事会または評議員会に出席した非常勤の役員等に対しては、別表に定める報酬を支給することができる。

２　　理事会または評議員会がテレビ会議、電話会議を含む一堂に会するのと同等の相互に十分議論を行うことができる方法によって開催された場合の報酬は、前項に準じて支給することができる。

３　　理事会または評議員会が法人定款または法人定款細則に定める決議の省略によって開催された場合の報酬は、第１項に定める報酬と同額を支給することができる。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第５条　　非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別紙第２に定める額

（２）非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第６条　当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第７条　常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1)　報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たる時は、給与規程第４条に準じた日とする。

２　非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第８条　新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３　月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

４　本条第２項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第９条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じた時には、次の通り端数処理を行う。

（１）50 銭未満の端数については、これを切り捨てる

（２）50 銭以上１円未満の端数については、これを１円に切り上げる。

（公表）

第 10 条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第 12 条　　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附　　則

（施行期日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日より改正する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日より改正する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
専務理事	月額　350,000～600,000 円の間で評議員が定める額

別表 2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

出席	日額
評議員会への出席	10,000 円
決議の省略を行った場合	10,000 円
上記の他、法人および施設業務の為の出勤	10,000 円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
決議の省略を行った場合	10,000 円
上記の他、法人および施設業務の為の出勤	10,000 円

(3) 監事

	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
決議の省略を行った場合	10,000 円
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人および施設業務の為の出勤	10,000 円